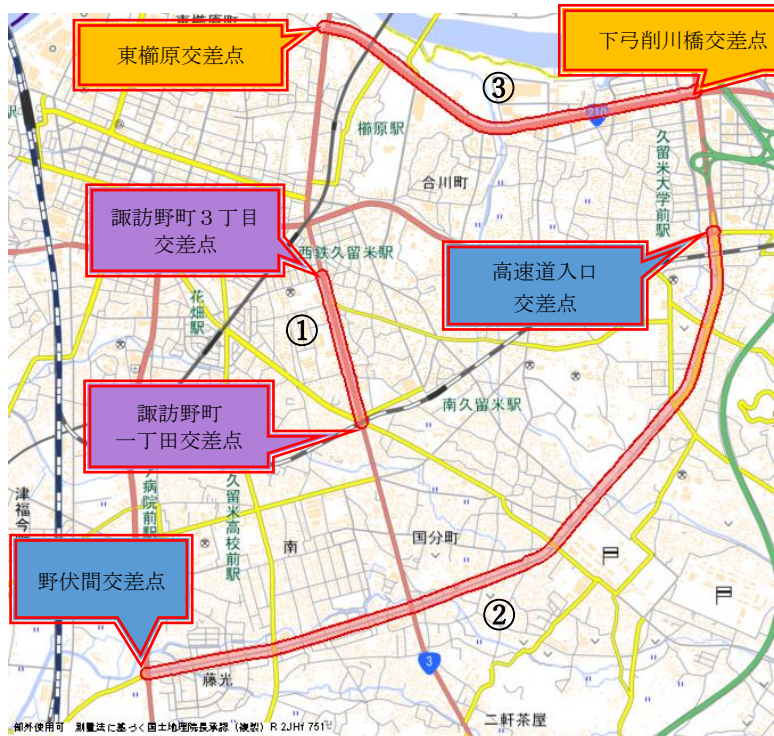


自転車指導啓発重点路線（久留米警察署）

令和8年4月



① 国道3号
 諏訪野町3丁目交差点～
 諏訪野町1丁目交差点
【選定理由】西鉄久留米駅につながる主要道路であり、通勤・通学時間帯は自転車の利用者が多いほか、流通のトラック等、交通量も多く、重大交通事故の発生が懸念される。
 (令和4年1月～令和7年12月 23件)

② 都市計画道路東合川野伏間線
 (通称：上津バイパス)
 野伏間交差点～高速道入口交差点
【選定理由】小・中・高校が混在する主要幹線道路であり、自転車の利用者、交通量ともに多く交通事故の増加が懸念される。
 (令和4年1月～令和7年12月 51件)

③ 国道210号
 東櫛原交差点～下弓削川橋交差点
【選定理由】商業施設や公共施設が建ち並ぶ主要幹線道路であり、施設等を利用する自転車の利用者が多く、交通事故の増加が懸念される。
 (令和4年1月～令和7年12月 25件)

①～③路線の自転車利用者が多い違反形態

- ・ 信号無視
- ・ 指定場所一時不停止等
- ・ 整備不良(制動装置等)

◎自転車を運転する時の注意点◎



1 自転車は、車道が原則！歩道は例外！

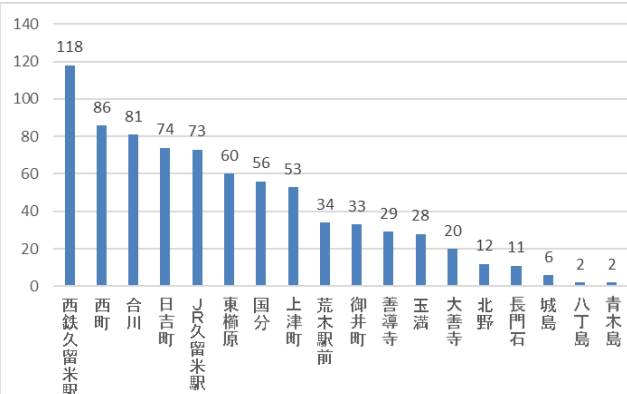
自転車は「車両」であることを念頭に、**車道の左側端に寄って通行**しましょう。
 歩道は原則として通行できませんが、標識で歩道を通行することが認められている場合などは、歩道を通行することができます。
歩道は歩行者が優先です。歩道通行時は、車道寄りを**いつでも止まることのできる速度**で進行しましょう。

2 信号を守る！

信号無視は重大な事故の原因となります。絶対にやめましょう。
 運転する際は、「**心にゆとり**」のある**運転**を心がけましょう！

3 周囲の確認「右よし、左よし、後方よし！」

自転車の発進、進路変更の時は、左右の確認だけでなく、**後方の確認**も行いましょう。



自転車に関係する交通事故の発生状況 (R4. 1~R7. 12)

重点路線	久留米署管内	①	②	③
自転車関連事故	778件	23件	51件	25件

左のグラフは、久留米署管内の交番別、自転車関連事故の発生状況です。
 学校、駅を管轄している交番が、自転車関連事故の発生件数が多い傾向にあります。
 通勤・通学時は、**安全運転**を心がけましょう！

自転車指導啓発重点地区（久留米警察署）

令和8年4月

【重点地区】

西鉄久留米駅地区

通町、通東町、日吉町、東町、大手町、篠原町
東和町、天神町、諏訪野町

➤ 選定理由

- ・ 西鉄久留米駅周辺には商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等における**自転車利用者の並進や、歩道通行が多々見受けられる**
- ・ 自転車関連事故の**増加が懸念される**（R4.1～R7.12合計：78件）
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナー**についての要望多数

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 音楽を聴きながらの運転は危険！

イヤホン等を使用しての運転は、周囲の情報（緊急車両や後続車等）を遮ることとなり、大変危険です。

2 ながら運転は危険！

ながら運転は、片手運転になったり、周りの危険の発見が遅れるなどして、重大交通事故につながります。
絶対にやめましょう！

3 自転車は軽車両です！車道の左側を走行！

道路の右側走行は逆走となり違反です。必ず左側を走行しましょう。

4 自転車でも飲酒運転は絶対ダメ！

令和6年11月1日より、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に新たに罰則が整備されています。

